

食品衛生法施行細則をここに公布する。

○高知県食品衛生法施行細則

(昭和 48 年 5 月 19 日規則第 37 号)

**改正** 平成 2 年 11 月 2 日規則第 39 号 平成 5 年 3 月 31 日規則第 26 号の 5  
平成 6 年 4 月 1 日規則第 31 号 平成 7 年 2 月 28 日規則第 9 号  
平成 7 年 11 月 21 日規則第 121 号 平成 9 年 3 月 24 日規則第 8 号  
平成 11 年 2 月 23 日規則第 9 号 平成 12 年 3 月 28 日規則第 64 号  
平成 13 年 3 月 27 日規則第 20 号 平成 15 年 8 月 26 日規則第 102 号  
平成 16 年 2 月 13 日規則第 7 号 平成 17 年 3 月 8 日規則第 14 号  
平成 17 年 3 月 25 日規則第 38 号 平成 18 年 2 月 24 日規則第 12 号  
平成 18 年 6 月 30 日規則第 85 号 平成 19 年 3 月 6 日規則第 15 号

高知県食品衛生法施行細則

題名改正〔平成 12 年規則 64 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)及び高知県食品衛生法施行条例(平成 12 年高知県条例第 10 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(書類の経由)

第 2 条 法、食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。)、条例及びこの規則の定めるところにより、知事に提出する書類は、正本 1 通及び副本 1 通とし、営業所の所在地を所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、条例第 6 条並びに第 6 条、第 10 条、第 14 条、第 16 条及び第 17 条の規定により提出する書類については、正本 1 通を営業所の所在地を所管する保健所長に提出するものとする。

(へい死した獣畜の肉等の検査員)

第 3 条 法第 9 条第 1 項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 19 条第 1 項に規定すると畜検査員とする。

(食品衛生検査施設)

第 4 条 法第 29 条第 1 項の規定による食品衛生検査施設は、保健所、高知県衛生研究所及び高知県食肉衛生検査所とする。

(検査命令)

第 5 条 政令第 5 条第 1 項に規定する検査命令書は、別記第 1 号様式によるものとする。

(検査命令に基づく検査の申請)

第 6 条 政令第 5 条第 2 項に規定する申請書は、別記第 2 号様式によるものとする。

(食品衛生管理者の設置及び変更の届出)

第7条 法第48条第8項の規定による食品衛生管理者の設置又は変更の届出は、別記第3号様式による食品衛生管理者設置(変更)届によってしなければならない。

第8条及び第9条 削除

(営業の許可の申請)

第10条 省令第67条に規定する営業の許可の申請書は、別記第4号様式によるものとする。

(細分業種)

第11条 飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業及び氷雪製造業について法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者は、当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとするときは、取扱種目によって細分した業種(以下「細分業種」という。)を前条の営業の許可の申請書に記載しなければならない。

2 細分業種は、別表のとおりとする。

(営業許可証)

第12条 法第52条第2項の規定による営業の許可をしたときは、別記第6号様式による食品営業許可証(以下「営業許可証」という。)を交付するものとする。

第13条 削除

(営業許可証の再交付)

第14条 法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者(第16条において「許可営業業者」という。)は、営業許可証を紛失又はき損したときは、別記第7号様式による営業許可証再交付申請書により営業許可証の再交付を受けることができる。

第15条 前条の規定に基づき営業許可証を再交付するときは、再交付の文字及び再交付年月日を当該営業許可証に記入して交付するものとする。

(相続、合併又は分割による許可営業業者の地位の承継の届出)

第16条 法第53条第2項の規定による相続、合併又は分割による許可営業業者の地位の承継の届出は、別記第8号様式による相続による地位承継届、別記第9号様式による合併による地位承継届又は別記第10号様式による分割による地位承継届によって行わなければならない。

(申請事項の変更の届出)

第17条 省令第71条の規定による申請事項の変更の届出は、別記第11号様式による営業許可申請事項変更届によって行わなければならない。

(休業、廃業等の届出)

第18条 条例第6条第1項の規定による休業又は廃業の届出は、別記第12号様式による営業廃(休)業届によって行わなければならない。

2 条例第6条第2項の規定による業務の再開の届出は、別記第13号様式による業務再開届によって行わなければならない。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(他の規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 食品衛生法施行細則(昭和 32 年高知県規則第 52 号。以下「旧規則」という。)
  - (2) 食品衛生法第 20 条の規定による営業施設の基準に関する規則(昭和 32 年高知県規則第 53 号。以下「旧基準規則」という。)(経過措置)
- 3 旧規則の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規則にそれぞれ相当する規定がある場合は、この規則によりなされたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に法第 21 条第 1 項の規定に基づく許可を受けて営業を営んでいる者については、旧基準規則は、この規則施行後、昭和 50 年 3 月 31 日までは、なおその効力を有し、この規則第 14 条の規定は、適用しない。  
(高知県手数料規則の一部改正)
- 5 高知県手数料規則(昭和 31 年高知県規則第 8 号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(保健所長に対する事務委任規則の一部改正)
- 6 保健所長に対する事務委任規則(昭和 31 年高知県規則第 10 号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

## 附 則(平成 2 年 11 月 2 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成 5 年 3 月 31 日規則第 26 号の 5)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則(平成 6 年 4 月 1 日規則第 31 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記様式は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(保健所長に対する事務委任規則の一部改正)

- 3 保健所長に対する事務委任規則(昭和31年高知県規則第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成7年2月28日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3の(4)の改正規定及び別表第2の改正規定(同表の第2の1の(5)の改正規定中「料理店営業、旅館営業及び仕出し屋営業」を「仕出し、旅館及び料理店」に改める部分を除く。)並びに附則第2項中高知県手数料規則(昭和31年高知県規則第8号)第1条第36号ただし書の改正規定、同条第51号の改正規定及び同条第54号の改正規定は、公布の日から施行する。

(高知県手数料規則の一部改正)

- 2 高知県手数料規則の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成7年11月21日規則第121号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年11月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の食品衛生法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成9年3月24日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記第4号様式及び別記第5号様式は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成11年2月23日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記第4号様式及び別記第10号様式は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成12年3月28日規則第64号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記第2号様式及び別記第3号様式は、この規則による改正後の高知県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成13年3月27日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県食品衛生法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成15年8月26日規則第102号)

この規則は、平成15年8月29日から施行する。

附 則(平成16年2月13日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年2月27日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県食品衛生法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成17年3月8日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県食品衛生法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日規則第 38 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
(高知県調理師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県調理師法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県調理師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(身元保証に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則による改正前の身元保証に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の身元保証に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この規則による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則別記様式は、この規則による改正後の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(生活保護法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この規則による改正前の生活保護法施行細則別記様式は、この規則による改正後の生活保護法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(狂犬病予防法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 この規則による改正前の狂犬病予防法施行細則別記様式は、この規則による改正後の狂犬病予防法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(高知県興行場法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 7 この規則による改正前の高知県興行場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県興行場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(高知県食品衛生法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この規則による改正前の高知県食品衛生法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(高知県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 9 この規則による改正前の高知県墓地、埋葬等に関する法律施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(高知県理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この規則による改正前の高知県理容師法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県理容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(高知県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 11 この規則による改正前の高知県美容師法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(高知県旅館業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 12 この規則による改正前の高知県旅館業法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 13 この規則による改正前の高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(高知県公衆浴場法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 14 この規則による改正前の高知県公衆浴場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  
(水道法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 15 この規則による改正前の水道法施行細則別記様式は、この規則による改正後の水道法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 18 年 2 月 24 日規則第 12 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 第 6 条の規定による改正後の高知県食品衛生法施行細則別記第 2 号様式、別記第 4 号様式及び別記第 7 号様式から別記第 13 号様式までは、同条の規定による改正前の高知県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 18 年 6 月 30 日規則第 85 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 6 日規則第 15 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 11 条関係)

1 飲食店営業

細 分 業	定	義
-------	---	---

種	
一般食堂・レストラン	一般に主食を主体として、飲食物を提供する営業をいう。
すし	客席を設け、主としてすしを提供する営業をいう。
めん類	主としてめん類(うどん、そば、中華そば等)を提供する営業をいう。
中華料理	主として中華料理を提供する営業をいう。
仕出し	主に配達より、皿鉢料理、弁当、米飯、総菜等を提供する営業をいう。
弁当	主として弁当類(弁当、すし、おにぎり等)を提供する営業をいう。
調理パン	主として調理パン、サンドイッチ、ハンバーガー等を調製し、販売する営業をいう。
旅館	旅館、ホテル等の施設内において、主として宿泊客に飲食物を提供する営業をいう。
軽食喫茶	喫茶を主とし、軽食を提供する営業をいう。
料理店	料亭、小料理屋、宴会場等の主として和風料理及び酒類を提供する営業をいう。
居酒屋・スナック等	主として料理及び酒類を提供する営業のうち、料理店以外のものをいう。
総菜調理	総菜類を調理加工し、卸販売の形態をとらず、店頭のみで販売する形態の営業をいう。
屋台	軽車両又は自動車に施設を設け、それを営業場所に移動して、一定時間その場所にとどまって営業し、営業終了後は、基地に帰る等の営業をいう。
短期	海水浴場、スキー場、キャンプ場、催事場等において、一定期間営業するものをいう。
自動販売機	自動販売機において、主食等に加温等の調理を行い、提供する営業をいう。
その他	上記以外の営業をいう。

## 2 喫茶店営業

細分業種	定義
一般	店舗を設けて、酒類以外の飲物又は茶菓子を提供する営業をいう。



屋 台	飲食店営業の屋台と同じ。
アイスクリ ーム類等	アイスクリーム類をデッシャーによって販売する(露店販売を含む。)営業及びかき氷のみを販売する(露店営業を含む。)営業をいう。
自動販 売機	自動販売機において、飲物を調理し、提供する営業をいう。

### 3 菓子製造業

細分業種	定義
パン・洋菓子	主としてパン又は洋菓子を製造する営業をいう。
和菓子	主として和菓子を製造する営業をいう。
屋 台	飲食店営業の屋台と同じ。
そ の 他	上記以外の営業をいう。

### 4 アイスクリーム類製造業

細分業種	定義
一 般	工場形態において、アイスクリーム類を製造する営業をいう。
そ の 他	上記以外の営業をいう。

### 5 乳類販売業

細分業種	定義
一 般	小売及び配達販売をいう。
卸	卸形態による営業をいう。
自動販 売機	自動販売機において、乳類を販売する営業をいう。

### 6 食肉販売業

細分業種	定義
一 般	店舗において、食肉を細切して販売する営業をいう。
包装食肉(固定店舗)	店舗において、包装した食肉のみを販売する営業をいう。
包装食肉(自動車等)	自動車等において、包装した食肉のみを販売する営業をいう。
行 商	食肉(枝肉を除く。)を移動しながら販売する営業をいう。

### 7 魚介類販売業

細分業種	定義
一 般	店舗において、魚介類をそのまま又は処理をして販売する営業をいう。
自 動 車	自動車において、魚介類をそのまま又は処理をして販売する営業をいう。
包装魚介類(固定店)	店舗において、包装した魚介類のみを販売する営業をいう。

舗)	
包装魚介類(自動車)	自動車において、包装した魚介類のみを販売する営業をいう。

8 氷雪製造業

細 分 業 種	定 義
一 般	施設を設け、氷雪を製造する営業をいう。
自 動 角 氷 製 造 機	自動角氷製造機による営業をいう。

別記第1号様式(第5条関係)

検査命令書

[別紙参照]

第2号様式(第6条関係)

検査申請書

[別紙参照]

第3号様式(第7条関係)

食品衛生管理者設置(変更)届

[別紙参照]

第4号様式(第10条関係)

営業許可申請書(新規・継続)

[別紙参照]

第5号様式 削除

第6号様式(第12条関係)

食品営業許可証

[別紙参照]

第7号様式(第14条関係)

営業許可証再交付申請書

[別紙参照]

第 8 号様式(第 16 条関係)

相続による地位承継届  
[別紙参照]

第 9 号様式(第 16 条関係)

合併による地位承継届  
[別紙参照]

第 10 号様式(第 16 条関係)

分割による地位承継届  
[別紙参照]

第 11 号様式(第 17 条関係)

営業許可申請事項変更届  
[別紙参照]

第 12 号様式(第 18 条関係)

営業廃(休)業届  
[別紙参照]

第 13 号様式(第 18 条関係)

業務再開届  
[別紙参照]